

第21刷

**要保存**

# **大鋸小学校PTAのしおり**

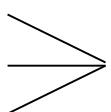
**組織・規約編**

**※6年間使用しますので、**

**大切に保管してください。**

**大鋸小学校PTA運営委員会**

## 「PTA」とは

P … ペアレンツ（父母）  
T … ティーチャーズ（教師）  
A … アソシエイション（会）  
の頭文字をとったものです。

日本語では、「父母と教師の会」と訳していますが、今日では英語の略語「PTA」が一般的になっています。この名称からわかるように、「PTA」は、保護者と教職員とが協力して、学校及び家庭における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。

従って、一部の先生・役員・委員だけが活発に動いても、他の会員が何の反応も示さなければ、この会は無意味になってしまいます。

子どもたちのために、一人でも多くの人が委員を経験し、会を盛り上げて行きましょう。

### 《 大鋸小PTAの目的 》

保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における子どもの幸福と、健全な成長をはかる事を目的とします。

## 「総会」とは

PTA全会員をもって構成されるPTA最高の議決機関です。

総会への出席は、全会員です。欠席の場合は、必ず「委任状」を提出して下さい。

総会の定足数は、委任状を含み、会員の2分の1以上です。

総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。

**定期総会** 年1回・例年5月に開催し、審議・議決します。

1. 前年度の事業報告、会計報告、会計監査報告
2. 前年度・役員の解任
3. 新年度・役員の承認及び紹介
4. 新年度の事業計画案審議、予算案審議 並びに承認
5. その他

**臨時総会** 運営委員会が必要と認めた時、召集・開催します。

## 「運営委員会」とは

総会に次ぐ議決機関です。

月1回程度開催され、校長先生、教頭先生、運営部各委員、校外部各委員、専門部各委員代表者、学年学級委員の代表者、特別委員会が設置された場合は、その代表者で構成されています。必要に応じて、藤沢市青少年指導員、各係代表が出席します。

## 「PTA会費」について

PTA会費は、年会費 1500円（月額にして125円）とし、年1回現金にて集金します。

一世帯一会員とし、在校生2名以上の家庭は、上級生の方のお名前にての集金となります。

転出時には、残りの月数の会費は返金されます。

PTA会費は、

PTA運営費… 事務費(事務用品・用紙・印刷機備品)、会議費、通信交通費、儀礼費(入学記念品・卒業記念品・教職員離退任記念品)、慶弔費。

各部・係活動費… 学年学級委員(親睦会)、広報委員(『だいぎり』発行)、福利厚生委員(各行事)、各係(活動に伴う経費)。

特別活動費… 特別会計(備品の修理・購入の積立)、特別活動(サークル活動など特別活動への補助金)、予備費。

に使われています。

# **大鋸小学校PTA慶弔・儀礼規定**

## **PTA慶弔・儀礼規定**

### **1. 慶事**

- (1) 教職員の転・退任については、大鋸小学校在任年数に関係なく、  
PTAより花束を贈呈する。

### **2.弔事**

- (1) PTA会員(児童の両親・教職員)及び児童死亡の場合、また教職員の親族  
(配偶者・両親・子)死亡の場合は、香典をおくるものとする。

### **3. その他**

- (1) 慶事・弔事とともに 上記の他に必要と思われる事情が発生した場合には、  
その都度 運営委員会で協議の上で決定する。
- (2) 緊急の場合で、本部の判断で対処した場合には、次の運営委員会で  
事後報告し承認を得る。

## **大鋸小学校PTAサークル規定**

### (1) 目的

PTA会員の自主的活動をとおして会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### (2) 活動内容

スポーツ・文化・ボランティア・趣味など

### (3) サークル登録

PTA会員の1パーセント(現在5名)以上で申請できる。

- ①サークル活動希望者は運営委員に申し出て申請書を受け取る。
- ②申請書に必要事項を記入後、運営委員に出す。
- ③運営委員会で検討する。
- ④運営委員会で承認されるとPTAサークルとして登録される。
- ⑤次年度も活動を続ける場合は、年度末に次年度の申請書を提出する。

### (4) 登録後

- ①運営委員会がサークル窓口となり、メンバー募集などに協力する。
- ②登録後であっても、PTAサークルとしてふさわしくない活動があれば運営委員会で検討後、登録を取り消される場合もある。

### (5) その他

- ◎活動費については各サークルの負担とする。活動費としてPTA会費より3000円/年(途中から登録の場合は月割とする)が支給されるが、サークル活動に必要な物品の購入に使うこととする。
- ◎活動中の事故等については個々に責任を負う。

サークル規定については、必要があれば運営委員会が修正案をつくり総会に提示する。総会で承認を得られれば変えられる。総会にかけられない場合は運営委員会に一任する。

# 大鋸小学校PTA規約

## 第一章 名称及び事務所

第一条 この会は藤沢市立大鋸小学校PTAと称し、事務所を藤沢市立大鋸小学校におく。

## 第二章 目的及び活動

第二条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成と福祉の増進をはかることを目的とする。

第三条 この会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ①家庭と学校と社会との関係をいっそう緊密にし、児童の心身の健全な発達をはかる。
- ②児童の生活環境を良くする。

## 第三章 方針

第四条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- ①青少年の教育ならびに福祉のための活動をする他の機関及び団体と協力する。
- ②特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- ③この会またはこの会の役員の名でいかなる政治活動にも関係を持たない。
- ④学校の人事や管理には干渉しない。

## 第四章 会員

第五条 この会の会員の資格は大鋸小学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる者（以下保護者という）及び教職員とする。

## 第五章 会計

第六条 この会の経費は会費及びその他の収入をあてる。

第七条 会費は総会において決定する。

第八条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第九条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十条 この会の会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

## 第六章 会計監査

第十二条 この会の経理を監査するため二名以上の会計監査委員をおく。

第十三条 会計監査委員は運営部、校外部、専門部、学年学級委員、青少年指導員、各係以外から選出し、総会で承認を受ける。

第十四条 会計監査委員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

## 第七章 総会

第十四条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第十五条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年一回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、召集する。

第十六条 総会の定足数は委任状を含み会員の二分の一以上とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第八章 運営委員会

第十七条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第十八条 各学年より二名以上選出された運営部、校外部の各役員と校長・教頭、及び専門部代表者各一名、学年学級委員の代表者一名、特別委員の代表者一名をもって構成する。

第十九条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- ①運営委員会は原則月一回程度開催され、また本部が必要と認めた時、本部はこれを招集し会議は二分の一以上の出席をもって成立する。藤沢市青少年指導員、各係からの代表者も必要に応じて出席できる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- ②総会に提出する議案を作成する。
- ③学年学級委員会及び運営部、校外部、専門部、特別委員会、各係によって立案された事業計画並びに学校から提起された問題を審議調整する。

## 第九章 運営部・校外部

第二十条 この部に次の各役員をおき、必ずしも人数は限定しないものとする。

運営部 本部 六～七名(保護者五～七名、教職員一名)

会計 三名(保護者二名、教職員一名)

書記 三名(保護者)

校外部 東部地区青少協担当 二名(保護者)

村岡担当 二名(保護者)

第二十一条 役員は運営部の中で互選され、総会で承認を受けなければならない。

第二十二条 運営部の任期は一年とし、再任を妨げない。

第二十三条 運営部に欠員が生じた場合は、当該学年において補充し運営委員会で承認を得る。任期は残任期間とする。

第二十四条 役員の任務は次のとおりとする。

運営部 本部 運営委員会を代表し会の円滑な運営をはかる。総会及び各委員会を招集する。

書記 会の議事を記録し会合の通知発送、その他の庶務を担当する。

会計 運営委員会の会計事務を処理し、総会において決算報告を行う。

校外部 東部地区青少協担当 運営委員会の代表として青少年育成者協会の活動に参加する。

村岡担当 運営委員会の代表としてむらおか子ども相互支援会議などに参加する。

第二十五条 係は一年生を除く各学年から六名以上選出し、地区巡回、運動会・児童館・イベント係、パトロール係に分かれる。

## 第十章 専門部

第二十六条 専門部は二年生から五年生の各学年から広報委員2名、福利厚生委員2名を選出し、教職員若干名を加えて構成し、次の活動を行う。

　広報部 会員相互の意志の疎通をはかるため、広報活動に務める。

　福利厚生部 会員相互の親睦をはかり福利厚生に務める。

第二十七条 専門部の各一名が運営委員会に出席する。

第二十八条 専門部の任期は一年とし、再任を妨げない。

第二十九条 専門部に欠員が生じた場合は、当該学年において補充し任期は残任期間とする。

## 第十一章 学年学級委員会

第三十条 学年学級委員会は各学級より二名以上選出された学年学級委員と教職員若干名を加えて構成する。

第三十一条 代表者は学年学級委員会の中で互選され運営委員会に出席する。

第三十二条 学年学級委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

第三十三条 学年学級委員に欠員が生じた場合は、当該学級において補充し任期は残任期間とする。

第三十四条 学年学級委員会の任務は次のとおりとする。

①学年学級委員会は必要に応じて委員会を開催し他の学年学級との連絡調整にあたる。

②各学級及び学年の活動を推進するため必要な研究、研修の場とする。

第三十五条 学年学級委員は児童のより良い教育環境を目指して次の任務を行う。

①懇談会等で保護者と教職員の意志の疎通をはかる。

②各学級において会員相互の親睦をはかり、まとめ役となる。

③学年学級委員会に出席する。

## 第十二章 細則

第三十六条 ①この会の運営に関し必要な細則は運営委員会の議決を経て定める。

②運営委員会は細則を制定または改正した場合は次期総会に報告する。

第三十七条 この会の規約は総会において出席者の三分の二以上の同意により改正することができる。

第三十八条 この規約は昭和五十七年三月六日から実施する。

### ( 付 則 )

・この規約は平成十七年四月一日より改定実施する。

・この規約は平成二十七年四月一日より改定実施する。

・この規約は平成三十年四月一日より改定実施する。

・この規約は平成三十一年四月一日より改定実施する。

# 大鋸小学校PTAあゆみ

昭和55年(1980年) 4月	大鋸小学校開校。 … 学級代表者会のみでPTAはなかった。
56年(1981年)11月20日	「PTA準備委員会」ができる。 … 準備委員会は議論を重ね、<他校にない><型にはまらない> <学年学級を主体にした>PTAを目指した。
57年(1982年) 3月	「PTA」設立にむけて全体集会を開く。
57年(1982年) 3月27日	『PTA規約』承認。
57年(1982年)10月	『PTA広報誌・第1号』創刊。
平成 元年(1989年)	「運営」と「学年学級」を独立させ、役員の負担を少なくする試行案が出る。
2年(1990年)	「PTA」の新体制が決まり、新運用細則として実施される。 … 仕事をもった親も参加し易い体制を工夫した。
3・4年(1991~92年)	… 初めて父親のPTA会長が誕生した。
5年(1993年) 5月27日	『PTA規約』改定。
8年(1996年)10月15日	「創立20周年記念実行委員会設立準備委員会」発足。
8年(1996年)12月20日	「創立20周年記念実行委員会」設立、発足。
9年(1997年) 5月16日	「創立20周年記念実行委員会」が、PTA総会において 特別委員会として承認される。
11年(1999年)10月30日	創立20周年記念祭の開催。
12年(2000年) 5月	特別委員会「創立20周年記念実行委員会」の解任。
15年(2003年) 5月15日	「PTAサポーターズ」(PTAの円滑な運営の為、役員選出方法や役割分担 等の改善が目的)が、PTA総会において特別委員会として承認される。
16年(2004年)12月	PTA臨時総会で新体制が承認される。それに伴い、『PTA規約』 『PTAのしおり』の改訂版を発行。
17年(2005年) 4月	新体制で「PTA」がスタートする。
18年(2006年) 5月	特別委員会「PTAサポーターズ」の解任。
18年(2006年)11月 9日	名称を「大鋸小学校・創立30周年記念実行委員会設立準備委員会」 とし、委員の募集開始。
19年(2007年) 5月24日	第26回大鋸小学校PTA総会にて、特別委員会として 「大鋸小学校・創立30周年記念事業実行委員会」の発足、及び PTA特別会計に「記念事業積立金」創設が承認される。
20年(2008年) 7月18日	創立30周年記念事業の一環として、前年祭『夜の学校探検』開催。
22年(2010年) 5月	特別委員会「大鋸小学校・創立30周年記念事業実行委員会」の解任。
26年(2014年) 11月17日	PTA臨時総会で新体制が承認される。
26年(2014年) 12月	臨時総会での承認に伴い、『PTA規約』『PTAのしおり』改訂版を発行。
29年(2017年) 1月18日	名称を「大鋸小学校・創立 40 周年記念事業実行委員会設立準備委員会」 とし、委員の募集開始。
29年(2017年) 5月31日	平成 29 年度大鋸小学校 PTA 総会にて、「大鋸小学校・創立 40 周年記念 事業実行委員会」が特別委員会として発足し、承認される。

2011年	3月 9日	第13刷発行
2012年	2月16日	第14刷発行
2013年	2月14日	第15刷発行
2014年	3月18日	第16刷発行
2014年	12月18日	第17刷発行
2016年	3月 9日	第18刷発行
2017年	2月23日	第19刷発行
2018年	3月13日	第20刷発行
2018年	5月31日	第21刷発行